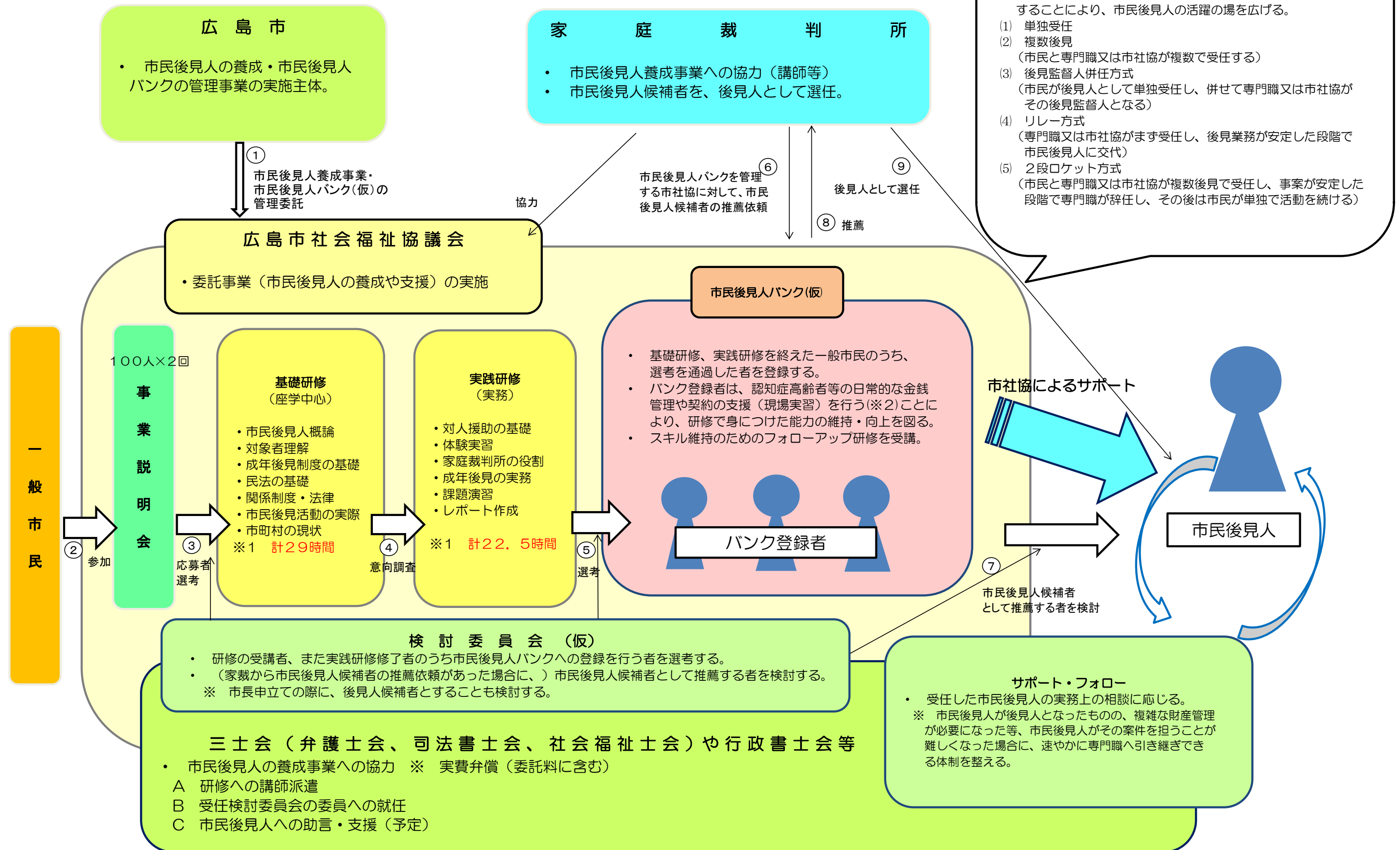


市民後見人養成事業 事業概略図



※1 基礎研修・実践研修については、平成24年3月27日付け厚労省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室通知における例示カリキュラムを参考に作成し、実施。

※2 広島市社会福祉協議会の実施する「かけはし」の生活支援員・「こうけん」の後見支援員として活動することを予定。

※3 ①～⑤は、平成29年度までに終了。平成30年度は⑤以降（養成研修修了者の管理など）を行いながら、市民後見人の誕生を目指す。